

[事案 21-82] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

- ・平成 21 年 11 月 19 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 2 月 3 日 申立取下げ

< 事案の概要 >

証券会社を通じて変額個人年金保険に加入したが、説明義務違反、適合性確認違反があったので、契約を無かったことにして既払込保険料を返還して欲しい。

< 申立人の主張 >

平成 20 年 3 月、証券会社の募集人より変額個人年金保険(一時払保険料 900 万円)に加入したが、その際、募集人に、自己責任を負えるだけの判断材料を提供せずに本件保険契約締結に及ぶに至った説明義務違反、ならびに契約者の意向と実情に反して明らかな過大な危険を伴う商品を勧誘した適合性確認違反があった。

すでに契約を解約しているが、契約を無かったことにして、既払込保険料と解約返戻金受領金額との差額分(約 600 万円)を返還して欲しい。

- (1) 「満期時に元本が確保され、安全である」ことを条件に説明を受け、また何度も同様のことを確認したにもかかわらず、変額個人年金の特徴、投資判断材料に係る具体的内容の詳細ならびに高度な用語(例えばスイッチング方式等)の逐次説明を行わず、「ただ、保険だから元本は保証される」と説明を行った。
- (2) 高齢者でありかつ財産状況が明白な申立人が、当該保険の具体的説明を受けていれば、既に投資信託等で損失を被っていることもあり、より高い投資能力を要する当該保険に入るとは想定されないにも拘わらず、通常の設定額保険と同様であるかのように装い、また知識不足であることを知りつつも、リスクの所在がかなり高度であることを具体例をもって説明した事実はなく、説明義務違反である。
- (3) 申立人の意向と実情を十分熟知していたにも拘らず、そればかりか、申立人の募集人に対する信頼をも利用することすら行っており、適合性の原則以前の問題である。

< 保険会社の主張 >

下記のとおり、本件保険の申込時における商品説明義務違反、適合性確認違反の事実はなかったものと判断し、契約者間の公平性より、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 募集人は申立人に対し、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」を用いて、リスク性の商品であること、満期時即ち据置期間が終了した時はその時点の時価が支払われること、解約時には解約控除費用が発生すること等を 1 時間半程度面談のうえ、説明を行っている。加えて募集人は申立人に対し、「意向確認書兼適合性確認書」の項目ひとつひとつをペンで指し示しながら読み、「項目内容に相違がなければチェックをしてください。」と説明をしている。
- (2) 申立人の当該変額個人年金保険への加入については、以前に取扱証券会社にて購入した投資信託商品を売却し、その原資を元に加入したものであり、申立人は当該変額個人年金保険に係る「意向確認書兼適合性確認書」の中の質問項目のいずれにも問題ない旨回答している。

< 裁定の概要 >

保険会社の答弁書を申立人に送付したところ、申立人より「法的手続きにより処理するため裁定申立てを取り下げる」旨通知があり、裁定手続きを終了した。